

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 8 月 1 4 日

住 所 鹿児島県鹿児島市桜島横山町 6 1 番地 4

事業者名 鹿児島市船舶局
代表者名 船舶事業管理者
船舶局長 橋口 訓彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 船舶に関する事項 当局が保有する船舶 4 隻のうち、1 隻（第十六櫻島丸）はバリアフリー対応船となっていない。 新船導入の際は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。 (2) 桜島港フェリーターミナルに関する事項 桜島港フェリーターミナルについては、「桜島港施設整備計画」に基づき整備を進め、すべての施設でバリアフリー化が図られた。 今後も、バリアフリーに対応した施設として維持管理を行う。 (3) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 バリアフリー船の運航状況を H P 等で周知を図っていくとともに、全職員を対象とした、障害のある方等への対応についての研修等を定期的に行う。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
第十六櫻島丸	・ 導入する新造船はバリアフリー基準に適合した船舶とする。 (更新予定 2035 年：第十六櫻島丸)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検の実施	・桜島港フェリーターミナルやバリアフリー対応船については、公共交通移動等円滑化基準を維持してくため、定期的な点検等を行い必要な措置を講ずる。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗下船時の補助サービスの提供	・車椅子利用者や介助が必要な高齢者等に対し、車椅子の貸出や職員による介助等の必要な支援を行う。 ・誘導員に対して作業指針を作成し、介助が必要な利用者への補助の徹底を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー船の運航状況の案内	・バリアフリー船の運航状況をＨＰやターミナル内で情報提供を行う。 ・出港前に、バリアフリー船か非バリアフリー船の館内放送を行うとともに、必要な介助を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員研修の実施	・鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を配付し、全職員の意識向上を図る。 ・すべての職員を対象に、接遇研修を引き続き実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動の実施	・高齢者や障害者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示すラベルなどを貼付することで、これらの方々が利用しやすい環境を整える。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ご意見箱、ＨＰや電話等に寄せられる当事者からの意見を把握・共有することで、障害者や高齢者等の利用者の利便性を図る。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

本局ホームページにて公表する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

注１ Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２ Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３ Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。